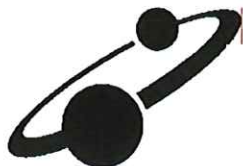


会報

令和5年 新年号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL http://www.ockc1969.jp

協同組合 大阪中小企業経営センター

発行責任者 山添 浩平

謹んで新年のお祝いを申し上げます。

会員の皆様にはお健やかに新春をお迎えのことと存じます。

さて、私儀このたび十一月二十二日当組合理事会において、和田悦子の退任に伴い、理事長に選任され就任いたしました。

ご存知のように、インボイス制度、働き方改革による労働環境の変化等、ビジネス環境は目まぐるしく変化しております。当経営センターは、当初の理念である中小企業の駆け込み寺として、職員一同力を合わせて会員の皆様のお力になりたいと考えております。

つきましては、身に余る大役ではございますが、専心努力いたす所存でございますので、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

早速拝眉の上ご挨拶申し上げますところ、失礼ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

謹白

協同組合 大阪中小企業経営センター
理事長 山添 浩平

※年末年始休暇のお知らせ※

令和4年12月29日(木) ~ 令和5年1月4日(水)



上記7日間年末年始休暇のため休業いたします。
尚、休暇中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・
用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させていただきます。



役職員一同及び連携支援機関



謹賀新年

南	監	山	本	西	理	専務理事	堀	副理事長	山	理事	役
政	事	形	田	弘	事	和	江	仲	添	長	員
幸	法	勝	浩	美	泉	田	孝	野	浩		
	常	也	基		原	悦	司	明	平		
	博				幸	子					
					延						

(五十音順)

山添社会保険労務士事務所
社会保険労務士 山添浩平

ホンダ総合会計事務所
税理士・行政書士 本田浩基
税務部 泉原幸延
" 津村剛
" 戸田隆大
" 中井優治
行政部 西弘美
" 南政幸

顧問 井上健策
税理士・行政書士 本田浩基
社会保険労務士 山添浩平



第31回定期総会開催！



令和4年11月22日(火)午後6時15分より協同組合大阪中小企業経営センターの第31回定期総会を、堺市産業振興センターにおいて開催いたしました。

本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑みて、小規模にて総会のみを開催することとなりました。

第31回定期総会は「セミナー室I」において行われ、司会者の仲野副理事長より、公私とも大変お忙しい中、本日御参加いただいた組合員の皆様へお礼の挨拶を述べ、続いて経営センターを代表して、理事長和田悦子より、コロナ禍の中、総会へのご出席いただいた事と日頃よりの組合運営へのご協力に対するお礼を述べ、一日も早い新型コロナウイルスの収束を、そして組合員の皆様の「健康を祈念致しております」と挨拶させていただきました。その後、司会者より本総会は有効に成立している旨を宣言後、山形勝也理事長が議長に選出されました。議事日程に従い、まず第1号議案「令和4年度活動報告」及び第2号議案「令和4年度会計報告・剰余金処分(案)及び監査報告」を一括議題として審議し、満場一致により承認可決されました。

次に、第3号議案「令和5年度活動方針案」及び第4号議案「令和5年度予算案」の2案を一括議題として審議し、満場一致により承認可決されました。続いて第5号議案「役員改選に関する件」は、本日まで立候補された方は配布された新役員名簿の通り理事8名・監事2名でいずれも定数内である為、役員選挙規約第8条の規定により全員の当選を確認した旨が報告され、議長より新役員の紹介がありました。

最後に、第6号議案「会館修繕に伴う借入金残高の最高限度額に関する件」及び第7号議案「定款第13条に基づく退会者についての件」の2議案を一括議題として審議し、議案は各々満場一致で原案通り承認可決されました。司会者より組合員の皆様のご協力により無事総会が終了した旨の御礼と新型コロナウイルス感染症拡大防止のため本年度も総会のみで開催となったことへのご理解・ご協力のお礼を述べ、第31回定期総会は無事終了いたしました。



経営事項審査の主な改正事項（令和5年1月1日以降）

1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の審査基準及び評点（W1-9）

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点での評価になりました。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

※「えるぼし認定」とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

※「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法（「次世代法」）に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けられることができる制度です。

※「ユースエール認定」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

※表中の認定のうち、取得している最も配点の高いものを1つを評価（最大5点）

例）「プラチナえるぼし」（5点）「トライくるみん」（3点）「ユースエール」（4点）を取得している場合 → 最大配点の5点で評価

※注意：適用は令和5年1月1日以降の申請

2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10）

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするには就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況が加点対象となりました。

(1) 【審査対象工事】

①～③を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

①日本国内以外の工事

②建設業法施行令で定める軽微な工事

・工事一件の請負代金が500万円（建築一式の場合は1,500万円）に満たない工事

・建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

③災害応急工事

防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

(2) 【該当措置】①～③のすべてを実施している場合に加点

①CCUS上での現場・契約情報の登録

②建設工事に従事する者が直接入力によらない方法(※)でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備

③経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

(※)直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)

により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しません。

※CCUS（建設キャリアアップシステム）とは、技能者ひとり一人の就業実績や資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場作業の効率化などにつなげるシステムです。

※注意：適用は審査基準日が令和5年8月14日以降の申請

3. W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正

・W1-10の改正時期

W1-10に関しては、審査基準日が令和5年8月14日以降の申請について、審査項目に追加

※仮に審査対象期間外に加点要件を満たしている場合であっても、加点評価は実施しません。

・総合評定値算出係数の改正

現行：1900/200

CCUSの導入状況の審査項目追加後：1750/200

4. 建設機械の保有状況の改正

現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、加点対象建設機械が拡大されます。

【追加される建設機械】

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安全衛生法施行令	締固め用機械 「労働安全衛生法施行令別表第7第4号に掲げる締固め用機械」	特定自主検査
	解体用機械 「労働安全衛生法施行令別表第7第6号に掲げる解体用機械」	
	高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

※注意：適用は令和5年1月1日以降の申請

5. 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(W8)」として、新たに「エコアクション21の認証の取得状況」を評価することになりました。

※エコアクション21とは、環境省が策定した環境マネジメントシステムのことで、組織や事業者等が環境へ配慮した取り組みを主体的・積極的に行なうための方法を定めたものです。

※注意：適用は令和5年1月1日以降の申請

上記の確認資料等

上記1	「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等、各認定を取得していることを証する書面の提示
上記2	(2)③様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
上記4	従来の取り扱いと変更なし
上記5	エコアクション21により認証されていることを証する書面の写しの提示

令和5年度税制改正 (案)

税務

～はじめに～

昨年もコロナウイルスによる影響が残る一年となりました。
そのような情勢の中、政府・与党による令和5年度税制改正大綱が12月16日に決定されました。今回は、主な改正内容について一部掲載していきます。

1. 高所得者に対する負担の適正化

株式の譲渡による譲渡益などで、一定の基準を超える場合は、その超える金額に相当する所得税が課される措置が講じられます。

～基準～

その年分の基準所得金額から3億3,000万円控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得金額（分離課税の通常税率を乗じた金額）を超える場合

～計算例～（復興特別所得税は除いて計算）

6億円で購入した株式を20億円で譲渡（売却）した場合

- ① $(\text{譲渡金額} 20 \text{ 億円} - \text{取得価額} 6 \text{ 億円}) \times 15\% (\text{所得税率}) = 2 \text{ 億} 1, 000 \text{ 万円}$
- ② $(\text{合計所得金額} 14 \text{ 億円} - \text{特別控除} 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\% = 2 \text{ 億} 4, 075 \text{ 万円}$
- ③ ②>①になるので、②の2億4,075万が課税金額

※基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額を指します。

※申告不要制度とは、確定申告を必要としない配当所得等の特例・上場株式等の譲渡による所得の特例を指します。

※合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額は含まれません。

※本制度の適用がある場合の所得税の確定申告書の記載事項を定めるほか、必要の措置が講じられます。

※上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

2. 相続税制度

相続税制度について下記の見直しが行われます。

① 相続時精算課税制度について

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除出来ることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続財産の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は上記の控除をした後の残額とします。

② 贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額については、3年以内のものは全額、その他の年分については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税の評価に加算することになります。

※上記①②の改正は、令和6年1月1日以後により取得する財産に係る相続税より適用されます

- スタートアップへの投資に係る非課税措置の創設
- 中小企業投資促進税制等の見直し及び延長
- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限の2年延長
- 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（インボイス制度）
- 中小企業者等に対する事務負担の軽減措置（インボイス制度）
- 少額な返還インボイス交付義務の見直し（インボイス制度）
- 電子帳簿保存制度の見直し・・・etc



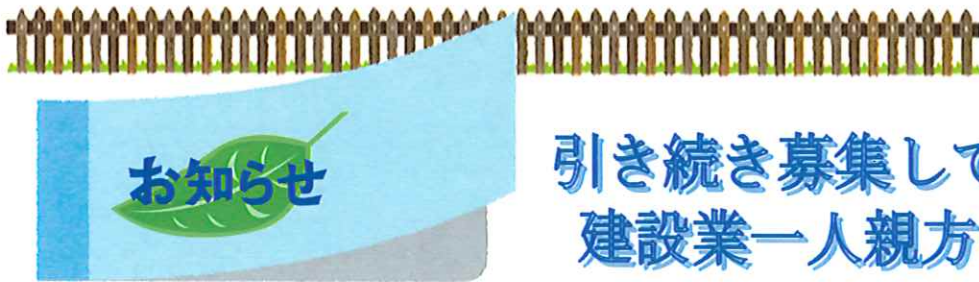
税制改正案ですので、まずは抜粋して主な税制について簡便にご紹介させて頂きました。今後、法案が通りましたら、次回以降の会報でご説明していきたいと思っております。

令和5年度 法律相談日
1月12日(木)
2月 2日(木)
3月 2日(木)
4月 6日(木)

会員の皆様にご好評を頂いております当経営センターの無料法律相談は、毎月第1木曜日(午後5時より)、担当弁護士は当経営センターの顧問弁護士の井上健策先生です。

日程は左記の通り予定しております。ご利用の際には、2日前までに予約が必要です。お気軽に事務局までお電話頂きますようお願い致します。

※1月の第1木曜日は祝日等の為、第2木曜日となります。



引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事中や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償(休業4日目以降)や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。

新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律のご相談と手続きは、当経営センターまでお待ちください。
Shota.

- | | |
|----------|-------|
| ★弁護士 | 井上 健策 |
| ★税理士 | 本田 浩基 |
| ★司法書士 | 法常 博 |
| ★社会保険労務士 | 山添 浩平 |
| ★行政書士 | 本田 浩基 |